幼稚園教諭免許状を有する方の
保育士資格取得支援事業



申請者は取得者本人です。

事業内容

幼稚園教諭免許状を有する方で保育士資格取得特例制度を活用して、保育士資格を取得する方に対して、受講料等を補助します。

補助の内容

養成施設の受講料

受講に要した経費の１／２が補助対象

上限額１０万円

対象となる方の要件

・令和８年４月１日以降に、養成施設において受講を開始し、受講後保育士試験の全てを免除される方法（特例制度（★））により保育士資格を取得すること

★特例制度対象者

幼稚園教諭免許状を有し、幼稚園等において３年かつ４,３２０時間以上の実務経験がある方

・保育士登録証交付後、１年以内に、市内に所在する保育所、認定こども園、保育所・認定こども園を目指す認可外保育施設、小規模保育事業所Ａ型・Ｂ型等（公立を除く。）において、保育士として勤務を開始し１年間以上勤務すること

申請予定の方には、必要書類をお渡しします。
詳細については、指導監査課までお問い合わせください。



【問合せ先】
福岡市こども未来局子育て支援部
指導監査課　指導第2係
TEL（092）７１１−4262

令和８年１０月作成